

24 災害救助法の求償制度の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

被災都道府県の負担軽減と被災者支援の充実の観点から、災害救助法に基づき実施する救助内容について、自治体が、災害の規模や態様に応じた救助を実施するに当たり、被災者に対する現金による給付を認めるなど、弾力的な運用による給付方法の充実強化を図ること。

【提案理由等】

大規模災害発災時には、被災者に対する救助も多岐に渡り、災害救助法が想定する救助では十分な対応ができなくなることも想定される。

国においては、東日本大震災で一定の制度の弾力的運用が図られているが、今後、大規模災害が発災した際には、より現地の実態に即した救助が行えるよう、自治体から被災者に対する現金の給付による救助も認めるなど、弾力的な運用を認めることが必要である。